

国連子どもの権利条約 防災基本計画

前回の国連子どもの権利委員会総括所見の「1. 実施に関する一般的措置」のパラ 13. に追加して、平成 20 年 2 月修正の中央防災会議による『防災基本計画』に子どもの視点を取り入れることが求められる。

① 現状と問題点

1963 年に策定され、1971 年の修正後、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、1995 年に全面修正が行われた中央防災会議による『防災基本計画』は、その後 7 回の修正（1997 年、2000 年 5 月、2000 年 12 月、2002 年 4 月、2004 年 3 月、2005 年 7 月、2007 年 3 月）を経て、2008 年 2 月の修正で包括的に様々な災害への予防から復興まで対策が記載されている。最新の『防災基本計画』では、

「男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」ⁱ

と、日本弁護士連合会も指摘しているように、女性差別撤廃条約の批准に向けて、1977 年の国内行動計画、1987 年の新国内行動計画、1996 年の男女共同参画 2000 年プランなど、子どもの視点を取り入れることと対比するとジェンダーの視点を取り入れることは積極的な姿勢を示している。ⁱⁱ

他方、

「地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする」ⁱⁱⁱ

と記載されているように乳幼児を要援護者として保護する視点で捉えているのみであり、子どもの視点を取り入れた防災体制が確立する必要性が完全に抜け落ちている。

このことは、2002 年 3 月 25 日開催の第 5 回中央防災会議「防災基本計画専門調査会」において、

「最初の災害の犠牲になるのは、高齢者などの災害弱者と書いてあるんですけども、そこには子どもは絶対抜けてしまっている発想なんですね。大人社会だけの発想、だから例えば幼児や高齢者などとか、幼少時やという発想が書き込んであれば、子どもたちのことも考えているなというふうに思えるんです。それ

からこちらの方で、住民一人一人の協力が不可欠であるというところも、子どもを含む住民一人一人の、いわゆる協力が不可欠であるみたいに、全体の頭の中から未成年者を外さない考え方をこの中だけでもしっかりと持っている必要があるんじゃないかと思います。」^{iv}

と指摘されて、「乳幼児」が保護の対象として 2005 年 7 月の修正時にかなり追記されたが、依然として子どもの視点を取り入れる機会は逸している。

② 提言

・『防災基本計画』に子どもの視点を取り入れる

次回『防災基本計画』修正時に子どもの視点を取り入れ、「男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」「同時に、子どもの視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」とする。

ⁱ http://www.bousai.go.jp/keikaku/090218_basic_plan.pdf

ⁱⁱ http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/child_report-1st_jfba.html

ⁱⁱⁱ http://www.bousai.go.jp/keikaku/090218_basic_plan.pdf

^{iv} http://www.bousai.go.jp/kaigi/chousa/chousa05/c05_gijiroku.pdf